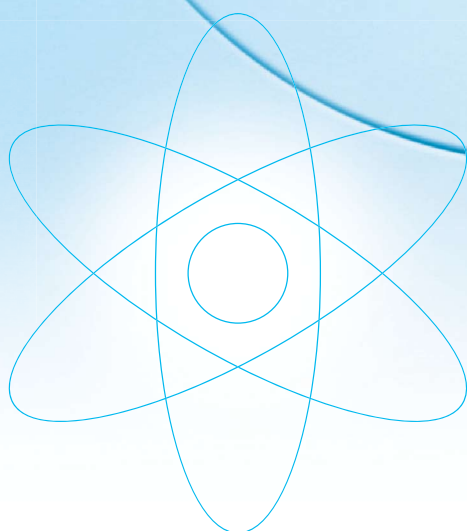
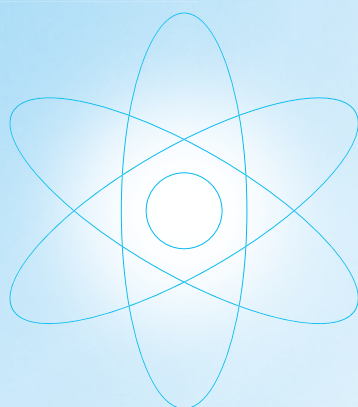
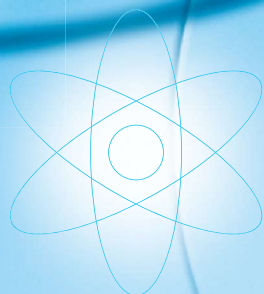
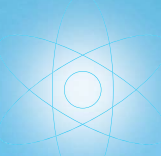
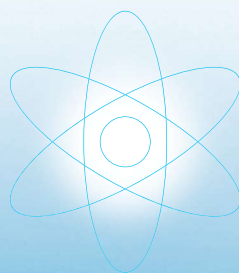
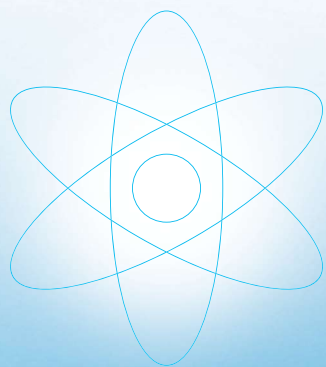


第3章

福井県の原子力行政





1. 県の原子力行政体制

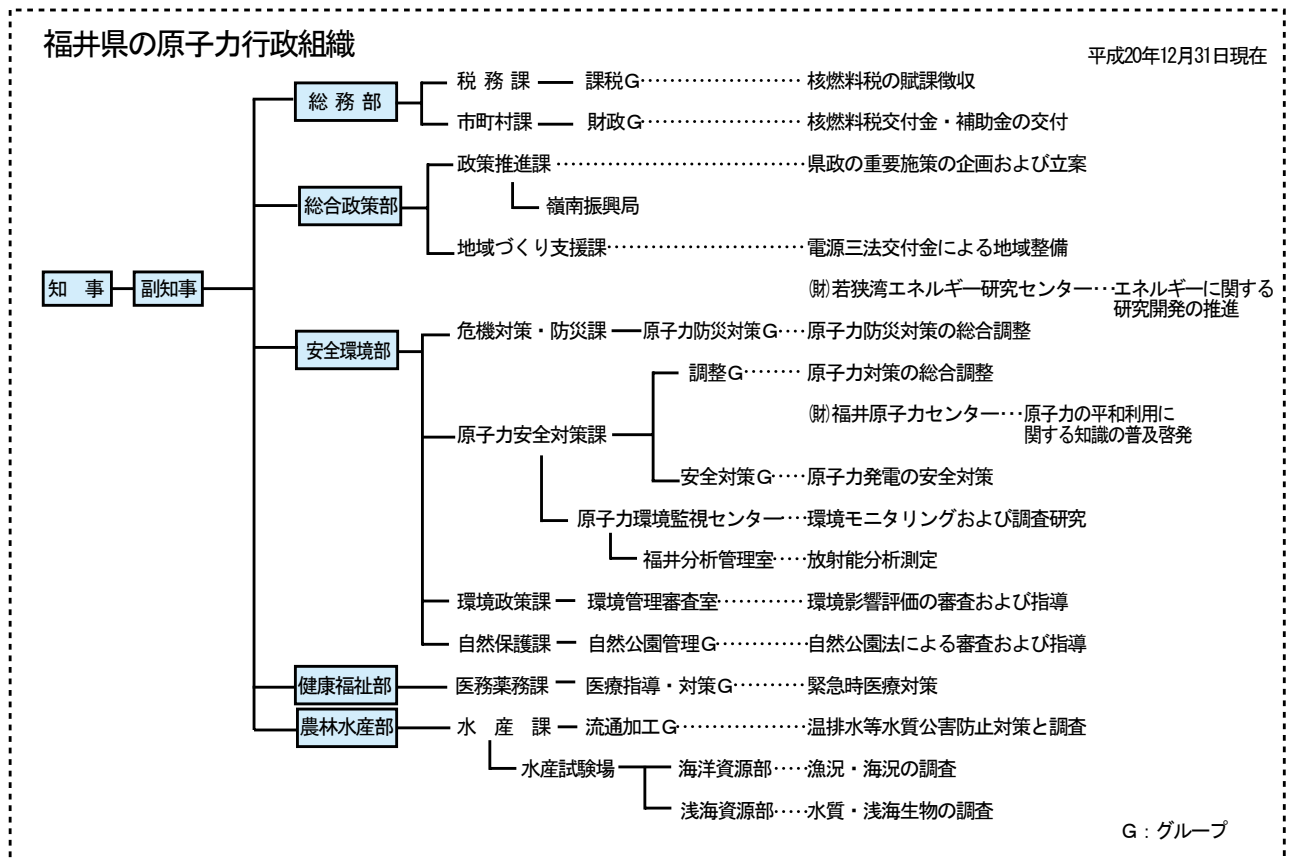
日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号機が運転を開始した昭和45年当時、福井県の原子力を担当する部署は「開発課」であったが、翌年「臨海開発課」に名称を変更した。昭和47年に施設設置者との間に初めて安全協定を締結するに至り、同年、課内に「原子力対策室」を設置するとともに、県として原子力発電所の安全を確認するため、行政部門では初めて原子力の技術職員を採用した。昭和52年には全国に先駆けて「原子力安全対策課」を創設し、その後も技術職員の充実を図っている。

また、周辺環境の安全を確保するため、発電所が運転開始前の昭和39年から衛生研究所(現：

衛生環境研究センター)において、事前調査として環境放射能の測定や農作物、海産物等の放射能濃度の測定を開始した。

その後、衛生研究所に放射能課(福井市)と環境放射線監視センター(敦賀市)が設置され、平成7年に高速増殖原型炉もんじゅが試運転を開始するに当たって改組が行われ、現在の福井県原子力環境監視センターが発足した。

さらに、原子力防災対策の総合調整については危機対策・防災課が、原子力発電所からの温排水の影響調査については水産課や水産試験場がそれぞれ所管しているほか、税務課、地域づくり支援課、医務薬務課などが原子力発電の関係業務を担当している。





福井県の原子力担当組織の沿革

昭和32年	総合企画課(福井県原子力懇談会設立)
昭和36年	総合企画室
昭和38年	開発局、開発主幹担当
昭和43年11月	企画部創設、開発課担当
昭和46年6月	開発課を臨海開発課に名称変更
昭和47年4月	臨海開発課内に原子力係を設け、 原子力対策室(課内室)を設置 財団法人福井原子力センター設立
昭和48年4月	衛生研究所に放射能課を設置
昭和51年10月	福井原子力センター開館 衛生研究所に、環境放射線監視センターを付置
昭和52年4月	原子力対策室を分離独立し、原子力安全対策課を設置
平成6年9月	財団法人若狭湾エネルギー研究センター設立
平成7年5月	衛生研究所から放射能課と環境放射線監視センターを 分離独立し、原子力環境監視センターを設置
平成9年4月	地域政策室(平成15年6月から電源立地地域振興課、 平成19年5月から地域づくり支援課)を設置
平成13年4月	消防防災課(平成15年6月から危機対策・防災課)内に 原子力防災対策グループ設置
平成17年7月	財団法人若狭湾エネルギー研究センター内にエネルギー 研究開発拠点化推進組織を設置

2. 原子力行政の三原則

福井県は、原子力行政を進める上で、

- ①安全の確保
- ②地域住民の理解と同意
- ③地域の恒久的福祉の実現

の三原則を基本としており、その実現のための取り組みを行っている。

(1) 安全の確保

●安全協定

現行法体系では、原子力発電所の安全確保等の権限と責任は一元的に国にあるが、県としては県民の健康と安全を守る立場から、立地市町とともに、施設設置者との間に「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」(安全協定)

を締結している。安全協定は、県などの原子力安全行政の基本であり、事前了解、異常事象の通報、立入調査の実施、適切な措置の要求など、原子力発電所の安全確認に必要な事項を規定している。

●周辺環境の安全の確認

「福井県原子力環境監視センター」では、原子力発電所から放出される放射性物質による周辺環境への影響を監視するため、空間線量率や空気中の放射能濃度などを連続監視しているほか、積算線量の測定や環境試料中の放射能分析測定を県内原子力発電所の運転開始前から実施している。また、放射線・放射能分析の研究を行い、最新知見を導入するなど、環境放射線監視の基盤整備を図っている。

原子力発電所から排出される温排水の影響については、「福井県水産試験場」が中心となり、各種調査を実施している。

●福井県原子力安全専門委員会

この委員会は、県内の原子力発電所に関する原子力安全行政について、独立的、専門的な立場から技術的な評価・検討を行い、県に対して助言を行うために平成16年8月に設置された。委員会は、電子材料、植物生化学、放射線医療、原子力、環境放射能、耐震工学等の専門家で構成され、▼平常時の原子力発電の運転・管理および環境放射線に関する事項▼予期しない異常または故障に関する事項▼重要な施設の設置、改造等の特定課題に関する事項等について評価・検討を行っている。審議された内容は、インターネットにより広く県民にお知らせしている。



●福井県原子力環境安全管理協議会

この協議会は知事を会長とし、県内における原子力発電所周辺の環境放射能および温排水ならびに原子力発電所の運転・管理に関し、その状況を的確に把握することにより環境の安全を確認することを目的に昭和44年4月に設置された。協議会は県、関係市町とその議会、医師会、農漁業・労働・商工団体、青年団、婦人会などの代表で構成され、四半期ごとに開催されている。同協議会では、原子力施設周辺の環境放射能の調査結果、温排水の調査結果、原子力施設の運転管理状況などについて協議し、環境の安全を確認している。また、県内における原子力に関する課題についても適宜議題として取り上げ、協議された内容は、原子力広報誌やインターネットなどで広く県民にお知らせしている。



▲県原子力安全専門委員会



▲県原子力環境安全管理協議会

●防災対策

安全については、原子力発電所において放射性物質を敷地外に放出しないように管理するのが基本であるが、原子力災害が万一発生した場合に備え、「福井県地域防災計画」の「原子力防災編」を定めている。また、災害発生時に防災関係機関の機能の確認、相互の協力の円滑化、地域住民の防災に関する理解の促進を図るために、年1回原子力防災訓練を実施している。

●国への要望

福井県では、原子力発電所を多数抱える立地県の立場から、国に対し、国民合意の形成や原子力政策、安全規制、地域振興などについて、具体的な要望・提言を積極的に主張している。

平成7年12月の高速増殖原型炉もんじゅナトリウム漏えい事故の際には、わが国有数の原子力発電所立地県である福島と新潟の県知事とともに、今後の原子力政策については国民合意の形成を図ることなどを求める「今後の原子力政策の進め方についての提言」(3県知事提言)を内閣総理大臣、通商産業大臣(当時)、科学技術庁長官(当時)に提出した。

平成16年8月の美浜発電所3号機2次系配管破損事故では、高経年化対策の強化、抜本的な安全管理システムの構築、原子力保安検査官や原子力地域安全広報官を統括する事務所の県内への設置等を経済産業大臣に要請した。

また、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け、国に対し、耐震安全性の確保や日本海沿岸の海域活断層の調査研究、発電所周辺の防災対策の強化等を要請した。



■今後の原子力政策の進め方についての提言（3県知事提言）

[提言提出先]

内閣総理大臣 橋本 龍太郎
通商産業大臣 塚原 俊平
科学技術庁長官 中川 秀直

平成8年1月23日

福島県知事 佐藤 栄佐久
新潟県知事 平山 征夫
福井県知事 栗田 幸雄

は じ め に

昨年12月8日、高速増殖原型炉もんじゅで2次系ナトリウムが漏えいし原子炉を停止する事故が発生した。

核燃料リサイクルの中核とされている高速増殖炉の安全確保の根幹にかかわる重大事故であり、また情報公開の方法など動力炉・核燃料開発事業団（核燃料サイクル開発機構）のその後の一連の対応にも適切さを欠いたことから国民全体にわが国の原子力開発のあり方に対する大きな不安と不信を与えている。

我々は、今回の事態を、もんじゅの安全技術論や立地自治体の地域問題にとどまらない、わが国の原子力政策における重大問題と認識する。

核拡散に対する懸念やプルトニウムの安全性への不安など原子力を巡る内外の関心がこれまでになく高まっている現状を真摯に受け止めるとき、事故の徹底した原因究明を踏まえつつ、高速増殖炉を中核とする核燃料リサイクル（プルトニウム利用政策）の今後のあり方など原子力政策の基本的な方向について、これに密接に関連する諸問題も含め、これまでの経緯にとらわれることなく幅広い議論を行い、改めて国の明確な責任において国民の合意形成を図ることが重要であると考えます。

その際、複雑巨大な総合技術としての原子力技術の安全性を確保していくため、専門家の意見だけでなく国民や住民の生活者としての意見や受け止め方を十分踏まえたものとなるよう、その仕組みを検討することが必要である。

我々は、国がこうした状況を十分認識し、必要な取組みに進んで努めなければ、わが国の将来を左右する重要問題である原子力政策やエネルギー政策の展開について国民の理解と納得を得ることは困難であると考えます。

また、国民の理解と納得が必ずしも十分でない状況にあっては、これまで原子力政策・エネルギー政策に大きく貢献し、現在も核燃料リサイクル計画から派生する様々な国策上の諸問題に直面している原子力関係自治体においても、今後、住民の理解と協力を得ることができず、かえって原子力行政に対する不安、不信を募らせるものと危惧する。

よって、我々は、以上のような基本認識に基づき、わが国の原子力政策の進め方について、下記のとおり提言する。

記

1 核燃料リサイクルのあり方など今後の原子力政策の基本的な方向について、これに密接に関連するプルサーマル計画やバックエンド対策（使用済燃料の将来的な貯蔵保管のあり方、高レベル廃棄物処理問題等）に係る諸問題も含め、改めて国民各界各層の幅広い議論、対話を行い、その合意の形成を図ること。

このため、原子力委員会に国民や地域の意見を十分反映させることのできる権威ある体制を整備すること。

2 上記の合意形成に当たっては、検討の段階から十分な情報公開を行うとともに、安全性の問題も含め、国民が様々な意見を交わすことのできる各種シンポジウム・フォーラム・公聴会等を主務官庁主導のもと各地で積極的に企画、開催すること。

3 こうした手続きを踏まえた上で、必要な場合には次の改定時期にこだわることなく原子力長期計画を見直すこと。

また、核燃料リサイクルについて改めて国民の合意形成が図られる場合には、プルサーマル計画やバックエンド対策の将来的な全体像を、これらから派生する諸問題も含めて具体的に明確にし、関係地方自治体に提示すること。



(2) 地域住民の理解と同意に向けた取り組み

●情報の公開

福井県では、原子力発電所での事故・故障をはじめ、安全協定に基づき施設設置者から報告された運転・建設状況等について積極的に公表している。事故やトラブルについては、国の基準ではトラブルに該当しない軽微な事象についても報告を受けて公表するとともに、県民に直接状況を説明するという姿勢から原子力安全対策課が記者発表を行うなど、積極的な取り組みを行っている。

一方、環境の安全確認については、原子力環境監視センターが整備した『環境放射線監視テレメータシステム』に集められた県内の観測局の放射線量や気象データ、各発電所の電気出力、放水口および排気筒モニタのデータを中央監視局、副監視局のほかインターネットなどを通じ、県民にわかりやすく公開表示している。

●広報活動

福井県は、原子力の平和利用や原子力・放射線についての正しい知識の普及啓発にも積極的に取り組んでいる。原子力広報誌「あっとほうむ」などによる広報活動のほか、広報研修施設において展示館の運営や広報研修、原子力発電所に関する資料を公開しているなど幅広い広報活動を実施している。

●シンポジウム等の開催

福井県では、県内における原子力の重要な課題について、県民の理解を深める取り組みを行ってきている。耐震安全性やプルサーマルについては、県主催の説明会やシンポジウムを通じて、県民への説明と意見の聴取を実施。高速増

殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等にかかる工事計画については、県独自に「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」を設置し、公開の場で審議を行うとともに、「県民の意見を聴く会」や「県民説明会」を開催している。

(3) 地域の恒久的福祉の実現

立地地域の振興策として、電源三法交付金による社会基盤の整備をはじめ、固定資産税、核燃料税などの税収による財政的基盤の強化を図るとともに、工業団地の造成や企業誘致、エネルギー関連技術を活用した地域産業の育成などに取り組んでいる。しかしながら、電源地域全体としての振興は必ずしも十分ではなく、立地市町と周辺地域との財政力の格差や雇用の場の確保等の問題も生じており、地域全体の基幹的な社会基盤の整備、企業立地や通年型観光の推進など、今後とも広域的かつ恒久的な地域振興を図っていく必要がある。このためには、電源三法交付金を効果的、効率的に活用するとともに、「福井県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」に盛り込まれた事業を着実に推進することが重要である。

また、県は、さまざまな原子炉が多く集積しているという本県の特徴を活かして、福井県を原子力・エネルギーに関する研究開発拠点とし、地域産業の活性化を図るために平成17年3月、「エネルギー研究開発拠点化計画」を策定。同年7月には、同計画を推進するため「エネルギー研究開発拠点化推進組織」を設置し、エネルギーに関する「研究開発機能の強化」、「人材の育成・交流」、「産業の創出・育成」の総合的なコーディネート等を行っている。



3. 安全協定

(1) 安全協定（立地協定）

福井県は、発電所の運転開始前の昭和44年から周辺環境における放射能調査を行うなど安全の確認に努めている。発電所が運転開始した昭和45年以降、事故・故障等が発生したことにより、施設設置者からの通報連絡体制などの確立が求められるようになった。

このため、県および立地市町では、施設設置者との間で昭和46年8月、安全確認などに関する「覚書」を締結し、昭和47年1月には「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」（以下「安全協定」）とした。

その後、情勢の変化や発電所の事故、地元の要望などにより改定を重ね、その内容の充実強化を図ってきており、現行の安全協定は平成17年5月、美浜発電所3号機2次系配管破損事故等を踏まえ、改定を行ったものである。この改定では、従事者の安全確保に関連する条文を明記するとともに、運転再開の協議、原子力防災対策などの条項を追加、立地市町との一体的な運用、適切な措置の要求、関係諸法令等の遵守等の内容を明確化した。

県および立地市町は安全協定を厳正に運用し、原子力発電所周辺環境の安全確保等を最重要施策として取り組んでいる。

●関係諸法令の遵守

周辺環境および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じることを求めるとともに、関係諸法令等の遵守、安全協定の誠実な履行を求めている。

●計画に対する事前了解

発電所の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画、ならびに発電用施設の増改築計画や新型燃料の採用計画、核燃料物質貯蔵設備など原子炉施設等の重要な変更については、事前に県および立地市町の了解を得ることを求めている。

●平常時における連絡

発電所の保守運営状況や環境放射能測定、冷却排水の調査報告などについて定期的、またはその都度報告することを求めている。なお、連絡を受けた事項について県は、四半期ごとに開催される「福井県原子力環境安全管理協議会」の場や記者発表等により、県民に対し広報している。

●異常時における連絡

非常事態が発生した場合はもとより、計画外の原子炉の停止や発電所で故障が発生した場合は、直ちに県および立地市町に連絡することを事業者にも求めている。また、連絡を受けた事項については、安全協定上の異常事象として県が記者発表やホームページで公表している。

●立入調査

県および立地市町は、周辺環境や発電所従事者の安全を確保する必要がある場合、発電所への立入調査を実施している。従来の事故時の現場確認、主要な改造工事や定期検査の状況確認のための立入調査に加え、平成17年10月から事業者の平常時の取組状況を確認する立入調査（平常時立入調査）を実施している。

●適切な措置の要求

立入調査の結果や事故・有事などにより、安全確保のため特別な措置が必要と認められる場合に、県および立地市町が施設設置者に対し原



■安全協定改定などの主な経過

年月日	概要	改定の要点など																		
昭和46年8月3日	国内外における原子力発電所の事故・故障などの発生に伴う地元住民の不安の解消、周辺環境の安全確保などに対応するため、県と立地市町および施設設置者の間で「覚書」を締結調印。 【締結者】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th> <th>甲</th> <th>乙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>福井県・敦賀市</td> <td>日本原子力発電㈱</td> </tr> <tr> <td>ふげん発電所</td> <td>福井県・敦賀市</td> <td>動力炉・核燃料開発事業団</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td>福井県・美浜町</td> <td>関西電力㈱</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>福井県・高浜町</td> <td>関西電力㈱</td> </tr> </tbody> </table>	発電所	甲	乙	敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱	ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団	美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱	高浜発電所	福井県・高浜町	関西電力㈱	<ul style="list-style-type: none"> ○関係諸法令の遵守。 ○建設計画などの事前了解。 ○新燃料および使用済燃料などの輸送の事前連絡。 ○建設工事状況、運転状況および環境放射能測定等の調査報告の連絡。 ○緊急時における通報連絡。 ○緊急時等における立入調査の実施。 ○立入調査結果に基づく適切な措置の要求。 			
発電所	甲	乙																		
敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱																		
ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団																		
美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱																		
高浜発電所	福井県・高浜町	関西電力㈱																		
昭和47年1月24日	美浜町から改定要請があり「覚書」を「協定書」に改め、内容を一部変更し改定調印。 【締結者】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th> <th>甲</th> <th>乙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>福井県・敦賀市</td> <td>日本原子力発電㈱</td> </tr> <tr> <td>ふげん発電所</td> <td>福井県・敦賀市</td> <td>動力炉・核燃料開発事業団</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td>福井県・美浜町</td> <td>関西電力㈱</td> </tr> </tbody> </table>	発電所	甲	乙	敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱	ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団	美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱	<ul style="list-style-type: none"> ○冷却排水の調査報告を追加。 ○損害に対する補償を追加。 						
発電所	甲	乙																		
敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱																		
ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団																		
美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱																		
昭和47年7月3日	大飯発電所に関する「協定書」を県と大飯町および関西電力㈱との間で締結調印。	○内容は昭和47年1月24日付けの協定書と同一。																		
昭和49年1月26日	高浜発電所の試運転開始に伴い、県と高浜町および関西電力㈱との間で「覚書」を「協定書」に改定調印。	○内容は昭和47年1月24日付けの協定書と同一。																		
昭和51年6月7日	協定締結後の情勢変化や、より密接な通報連絡体制の確立などに対応するため、協定内容の全面見直しを行い、「協定書」および「運用に関する覚書」に改定調印。 【締結者】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th> <th>甲</th> <th>乙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>福井県・敦賀市</td> <td>日本原子力発電㈱</td> </tr> <tr> <td>ふげん発電所</td> <td>福井県・敦賀市</td> <td>動力炉・核燃料開発事業団</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td>福井県・美浜町</td> <td>関西電力㈱</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>福井県・大飯町</td> <td>関西電力㈱</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>福井県・高浜町</td> <td>関西電力㈱</td> </tr> </tbody> </table>	発電所	甲	乙	敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱	ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団	美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱	大飯発電所	福井県・大飯町	関西電力㈱	高浜発電所	福井県・高浜町	関西電力㈱	<ul style="list-style-type: none"> ○放射性廃棄物の放出低減化などに関する施設設置者の努力義務を追加。 ○立入調査の地域住民代表者の同行などを追加。 ○緊急時の連絡を異常時の連絡とし、連絡項目を整理追加。 ○「協定書」の運用に万全を図るため覚書を制定。
発電所	甲	乙																		
敦賀発電所	福井県・敦賀市	日本原子力発電㈱																		
ふげん発電所	福井県・敦賀市	動力炉・核燃料開発事業団																		
美浜発電所	福井県・美浜町	関西電力㈱																		
大飯発電所	福井県・大飯町	関西電力㈱																		
高浜発電所	福井県・高浜町	関西電力㈱																		
昭和56年7月30日	敦賀発電所1号機一般排水路放射能漏えい事故などの一連の事故・故障に対し、従来の安全協定が必ずしも有効ではなく、施設設置者からの通報連絡の徹底と事故隠しのできない体制の確立を求める声が県民の間で強くなり、異常時の通報連絡の明確化、立入調査の随時実施などを基本の一部改定し、充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○発電用施設の増改築計画に対する事前了解の追加。 ○異常時における連絡項目の追加。 ○立入調査は、甲が必要と認めるときはいつでも実施できることとした。 																		
平成4年5月28日	美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管破断事故などを踏まえ、施設設置者の安全確保・安全協定遵守を明文化するとともに、プルサーマル計画、高燃焼度燃料採用計画など、安全協定に基づく「計画に対する事前了解」の対象事項を拡大することを骨子として改定。	<ul style="list-style-type: none"> ○関係諸法令の遵守事項で、安全協定の誠実な履行を追加。 ○保守運営に当たって、品質保証、新技術の導入、教育・訓練の充実を追加。 ○原子炉施設等の重要な変更に対し事前了解事項の対象範囲を拡大。 ○異常時における連絡で、原子炉の停止を追加。 																		
平成17年5月16日	平成16年8月の美浜発電所3号機2次系配管破損事故等を踏まえ、協定の目的として「従事者の安全確保」を追加し、関連する条文にも明記するとともに、「運転再開の協議」、「原子力防災対策」の条項を追加、「適切な措置」や「立地市町との一体的な運用」、「関係諸法令等の遵守等」の内容を明確化した。	<ul style="list-style-type: none"> ○目的に、発電所従事者の安全確保を追加。 ○県および立地市町の一体運用を協定本文に明記。 ○安全確保のための適切な措置の要求内容を明記・拡充。 ○運転再開の協議の追加。 ○事業者に求める取り組み内容の追加。 ○原子力災害対策特別措置法や国民保護法の制定を受けた変更。 																		
平成18年10月31日	「ふげん発電所」の廃止措置段階への移行に備え、県と敦賀市および独日本原子力研究開発機構との間で、「ふげん発電所」に関する「協定書」および「覚書」に改定調印。	<ul style="list-style-type: none"> ○目的に、廃止措置に伴う安全確保を明記。 ○廃止措置計画や廃止措置状況の連絡に関する条項を追加。 																		

(注)市町村合併により大飯町はおおい町になっている。

(動力炉・核燃料開発事業団は平成10年10月、核燃料サイクル開発機構に、平成17年10月、独日本原子力研究開発機構に改組)
(ふげん発電所は平成20年2月、原子炉廃止措置研究開発センターに改組)

子炉の運転停止を含む原子炉設置等の使用制限などの適切な措置を講ずるよう求めることができ、施設設置者は、速やかにそれに応じるとともに、その措置等について適時報告しなければならない。

●運転再開の協議

県および立地市町の適切な措置の要求に応じて原子炉の運転を停止した場合や国が事故調査のための特別な委員会を設置するような事故の

場合には、施設設置者は、県および立地市町と運転の再開について事前に協議しなければならない。

●原子力防災対策

施設設置者に対し、原子力防災対策の充実強化、的確かつ迅速な連絡体制の整備や教育訓練の実施、および地域防災対策への積極的な協力を求めている。



(2)「もんじゅ」の安全協定

県では、増設プラントの建設工事中の安全確保対策についても、安全協定を基本として対処している。

しかし、高速増殖原型炉もんじゅは新型炉であり、かつ新規開発地点で建設工事期間が長期にわたることから工事期間中の環境保全、災害防止などを内容とした「高速増殖原型炉もんじゅの建設工事等に伴う周辺環境の安全確保等に関する協定書」を昭和58年5月に、県および敦賀市、美浜町、動力炉・核燃料開発事業団(現：(独)日本原子力研究開発機構)の間で締結した。その後、平成4年5月には、「もんじゅ」の機器据え付けが終了し、総合機能試験が始まったことや炉心燃料であるプルトニウム燃料輸送が始まることから、「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」を県および敦賀市と動力炉・核燃料開発事業団の間で締結した。また、平成17年5月に美浜発電所3号機2次系配管破損事故等を踏まえ、(1)の安全協定と同様に改定を行った。

(3)「ふげん」の安全協定

県、敦賀市および(独)日本原子力研究開発機構は平成18年10月、「ふげん」の廃止措置段階への移行に備え、安全協定等の改定を行った。この改定では、協定の目的に廃止措置に伴う安全確保を明記するとともに、廃止措置計画の事前連絡、廃止措置状況の連絡を追加した。

4. 福井県における広報および理解活動

(1)原子力の平和利用に関する知識の普及啓発

わが国での原子力開発は、原子力基本法に「原子力の研究、開発および利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営のもとに、自主的にこれを行う」と定められている。福井県においても、原子力に対する県民の理解増進を図るため、原子力発電所に関する正しい情報を迅速かつ分かりやすく提供するとともに、原子力の平和利用に係る知識の普及啓発活動に積極的に取り組んでいる。また、これらの活動を県、地元市町等と一体的に取り組み、組織化されたPR対策を十分行うため、昭和47年に(財)福井原子力センターを設立し、各種広報活動を実施している。

①原子力広報安全対策事業

県では、原子力に対する理解増進を図るため、昭和49年から県民に対する広報活動に取り組んでいる。

1) 広報安全事業

- 広報誌「あっとほうむ」、「やさしい原子力」、「エネルギー研修ガイドブック」などのPR資料の発行
- 原子力広報誌モニターの実施
- テレビによる告知スポットの放映
- 福井原子力センターの広報研修施設と県内発電所への見学団体に対するバス代の補助を行う「アトムバス」事業の実施
- 広報イベント「きっずパーク」、「サイエンスワー



ルド)、「原子力の日記念イベント」の開催

- 原子力に関する講座や科学実験教室の開催
- インターネットホームページによる原子力
関連情報等の提供

2)原子力広報・研修施設の整備事業

- 原子力を簡単に理解できるような科学的な
要素を取り入れた原子力広報展示品の整備
および維持管理

②立地市町および周辺市町広報事業

原子力発電所が立地する市町と周辺の市町が行う原子力発電に関する知識の普及や安全対策事業に対し、交付金の交付を行っている。

③財団法人福井原子力センター

〒914-0024 福井県敦賀市吉河37-1

TEL 0770-23-1710

広く県民に原子力の平和利用に関する正しい知識の普及啓発を行い、その認識を高め、もって明るい文化社会の形成に寄与することを目的として昭和47年4月、公益法人を設立した。

昭和51年10月には、国や県、関係企業の協力で、原子力広報の拠点となる広報研修施設をオープンした。

施設内には、展示館、映像ホール、情報ルームなどが整備されており、見学者は目的に応じた原子力学習や研修ができる。

また、同センターでは福井県からの委託等により原子力広報誌など各種刊行物の発行、講演会、講座、見学会をはじめ、原子力・エネルギーイベントの開催などにより、正しい原子力知識の普及活動を行うとともに、原子力発電所に関する資料の公開など幅広く、きめの細かい広報活動を実施している。



▲福井原子力センター(原子力の科学館「あっとほうむ」)



▲原子力学習ができる映像ホール

(2)エネルギー教育の推進

エネルギー資源の確保、地球環境問題は、持続的発展のための大きな課題となっており、これらの問題を子どもたちが考えていく上で、正しい判断ができる素地づくりを行っていくことが必要である。

原子力発電所をはじめ、さまざまなエネルギー施設がある本県では、その特色を活かしたエネルギー教育を推進している。

①エネルギーの総合的な学習環境づくりの検討

県内の子どもたちに、エネルギーに関する幅広い知識や情報を伝え、原子力を含めたさまざまなエネルギーや環境問題について主体的に考えるための学習環境を整えるため、平成13年



7月、「エネルギーの総合的な学習検討委員会」を設置し、学校におけるエネルギー教育支援体制等の検討を行った。

同委員会は平成14年3月、「福井県におけるエネルギーの総合的な学習環境づくりの推進に関する検討結果報告書」を取りまとめ、基本的な方向性と具体的な取り組みを提案した。

②原子力・エネルギー学習環境づくり事業

エネルギーの総合的な学習検討委員会の提言を受け、学校における原子力を含めたエネルギー教育やそれに関連する環境教育を支援するため、具体的な取り組みを平成14年度から実施している。

○エネルギー学習バスの実施

福井原子力センターや県内発電施設の見学会を行う県内の小・中・高等学校にバス借上げ料金の一部を補助

○エネルギー体験教室の実施

県内の小・中・高等学校へのエネルギー学習支援プログラムの実施

③環境・エネルギー教育支援事業

学校や地域の特色に応じた実践を通して、児童・生徒の理解を深め、自ら考え、判断し、よりよく環境・エネルギー問題を解決する力を育成することをねらいとした「環境・エネルギー教育支援事業」に取り組んでいる。(教育庁義務教育課、高校教育課)

【主な事業】

- 環境・エネルギー教育に関連する施設等を見学する見学会の支援
- 講演会、意見交換会への講師派遣の支援
- 環境・エネルギー教育に関する資材・機材の活用研究の支援
- エネルギー・環境等に関する教職員研修

④原子力・エネルギー教育推進支援事業

原子力分野等における優秀な人材を育成するために、必要な指導者の養成や専門的な教育を行うことをねらいとして、敦賀工業高等学校、大野東高等学校、若狭東高等学校で平成19年度から平成23年度まで「原子力・エネルギー教育推進支援事業」に取り組んでいる。(教育庁高校教育課)

【主な事業】

- 原子力・エネルギーに関する授業の充実
 - 外部講師による出前授業および講習会
 - 原子力関連施設等の見学
 - 原子力関係資格取得等の研修会
- また、スーパーサイエンスハイスクール指定校である藤島高等学校、高志高等学校、武生高等学校やふくいサイエンススクール事業の実施校である大野高等学校では、若狭湾エネルギー研究センターにおける研修を実施しているほか、美方高等学校が原子力安全システム研究所と連携した講義や実習を行うなど、県内の多くの高等学校で原子力関連施設や企業との連携した事業を実施している。



5. 関係市町の原子力行政

(1) 原子力行政体制

関係市町においても、県と同様、住民の健康と安全を守り、福祉の向上を図るといふ地方行政の立場から、各種の安全対策に積極的に取り組んでおり、安全確保を最優先として住民の期待に応えられるよう努めている。

例えば、立地市町では、県とともに安全協定を締結し、発電所の運転管理状況や建設状況などの報告を受け、議会とともにその安全を確認しているほか、住民代表による監視委員会や懇談会などを設置し、地元市町独自の安全監視を行っている。

また、万一の災害に迅速、的確に対応できるよう原子力防災計画を策定し、防災行政無線、有線放送テレビ(CATV)、広報車を活用した体制を整えている。

一方、発電所の立地に伴う市町(特に立地市町)への財政的寄与は大きく、電源三法交付金や発電所立地による固定資産税、ならびに県からの核燃料税交付金等により、教育文化施設をはじめ、生活環境施設、農林水産業施設など社会基盤の整備、充実が図られている。

(2) 相互立地隣接協定

敦賀市と美浜町は、「もんじゅ」の安全協定締結にあわせて、どちらも原子力発電所立地市町であり、かつ相互に隣接していることから、相互の発電所のより一層の安全に寄与するとの認識、合意のもと、発電所の建設および保守運営に伴う安全確保等に必要な項目について双方の施設設置者と両市町との間で平成4年5月、相互立地隣接協定を締結した。

また、平成18年3月に美浜発電所3号機2次系配管破損事故等を踏まえ改定を行った。

■立地市町の原子力担当課

(平成20年12月31日現在)

市町担当課	所在地	電話
敦賀市企画政策部原子力安全対策課	〒914-8501 敦賀市中央町2-1-1	0770-22-8113
美浜町企画政策課原子力対策室	〒919-1192 三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6701
高浜町企画情報課	〒919-2292 大飯郡高浜町宮崎71-7-1	0770-72-7701
おおい町企画課	〒919-2111 大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-1111

■周辺市町の原子力担当課

市町担当課	所在地	電話
小浜市企画調整課	〒917-8585 小浜市大手町6-3	0770-53-1111
若狭町企画環境課	〒919-1393 三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-9110
南越前町企画財政課	〒919-0292 南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8012
越前町総務課	〒916-0192 丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-1234
越前市政策推進課	〒915-8530 越前市府中1丁目13-7	0778-22-3016
池田町総務政策課	〒910-2512 今立郡池田町稻荷35-4	0778-44-8003



(3) 周辺市町の協定

(小浜市協定、隣接協定、隣々接協定)

福井県の安全協定は、県と立地市町を「甲」とし、施設設置者を「乙」とする二者協定を原則とし、周辺市町に関しては広域地方自治体である県が、包括的に責任を果たすこととして運用している。しかし、小浜市においては、泊、堅海地区が大飯発電所の対岸であり比較的距離が近いこと、また市内には、県の環境放射線監視テレメータシステムの観測局および副監視局が設置されていること、さらに福井県原子力環境安全管理協議会の構成メンバーであることなどの事情を勘案し、県は昭和52年8月、小浜市の要望を受け、県と大飯町(現：おおい町)が関西電力株と締結した安全協定(昭和51年6月締結)を基本に、小浜市との間に「関西電力株大飯原子力発電所に関する福井県と小浜市の通報連絡要領」を定め運用することとした。

その後、高浜発電所に隣接する京都府舞鶴市が関西電力株との間で独自に協定を締結したことから、小浜市は昭和54年4月、県および大飯町の立ち会いのもと、関西電力株と協定を締結した。

さらに、大飯発電所3・4号機増設計画に伴い、小浜市議会、県議会において立地並みの協定締結を求める議決が行われたので、県、大飯町、小浜市および関西電力株の間で協議を行い、安全協定(昭和56年7月30日締結)の範囲内を基本原則として小浜市協定を定めることとなり、昭和59年12月、県および大飯町の立ち会いのもと、関西電力株と「大飯発電所に係る小浜市域の安全確保などに関する協定書」を締結した。

一方、平成3年2月に起きた関西電力株美浜

発電所2号機蒸気発生器伝熱管破断事故を契機に原子力発電所周辺の市町村(小浜市、三方町、上中町、今庄町、越前町、河野村^(注))は「福井県原子力発電所準立地市町村連絡協議会」を結成し、周辺自治体としても原子力発電所に関する協定が必要との立場から平成3年8月、隣接市町村については県と立地市町の立ち会いのもとに、隣々接市町村は県の立ち会いのもと対象原子力発電所設置者と協定を締結した。この内容は、小浜市が昭和59年12月に関西電力株と結んだ協定を基本として「異常時における連絡」の項目などを一部追加したものとなっている。平成5年12月には高速増殖原型炉もんじゅについても、隣接および隣々接の市町村が動力炉・核燃料開発事業団(現：独日本原子力研究開発機構)と協定を結んだ。

また、高浜発電所の隣接、京都府では舞鶴市が昭和52年12月に通報連絡等について協定を結んでいたが、美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管破断事故を契機として、綾部市も平成3年12月に関西電力株と協定を締結した。

(注)市町村合併により、三方町と上中町は若狭町に、今庄町と河野村は南越前町になっている。



6. 関係団体

①原子力発電関係団体協議会

事務局 石川県企画振興部企画課

資源・土地対策室(平成21、22年度予定)

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1

TEL 076-225-1326

原子力発電所が立地し、また立地が予定されている道県の知事で構成され、原子力発電に伴う諸問題を調査研究し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として昭和49年1月に設置された。国ならびに関係当局に対する陳情、情報収集、研究会の開催などを実施している。

(主な事業)

- 原子力発電に伴う地域社会の開発と環境整備
- 原子力発電に伴う安全性の確保、防災対策の充実強化
- 原子力発電に伴う温排水などの影響と利用
- 原子力発電に伴う関係諸法令の整備
- その他、目的達成に必要な事項

②原子力発電関係県議会議長協議会

事務局 石川県議会事務局(平成21、22年度予定)

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1

TEL 076-225-1027

原子力発電所が立地し、また立地が予定されている道県の議会議長で構成され、原子力発電に伴う諸問題について協議し、住民福祉の向上に寄与することを目的として昭和55年7月設置された。

(構成)

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、島根県、山口県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

(主な事業)

協議会の目的を達成するため、次の事項について、国および関係機関に対し、特別措置、その他必要と認められる要請を行う。

- 原子力発電に伴う安全性の確保に関すること
- 原子力発電に伴う防災対策の確立に関すること
- 電源立地地域に対する優遇措置、雇用確保、

■原子力発電関係団体協議会

道県担当課	所在地	電話
北海道原子力安全対策課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5011
青森県原子力立地対策課	〒030-8570 青森市長島1丁目1-1	017-734-9738
宮城県原子力安全対策室	〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022-211-2607
福島県エネルギー課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7116
茨城県原子力安全対策課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-2916
新潟県原子力安全対策課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025-282-1696
石川県資源・土地対策室	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1	076-225-1326
福井県原子力安全対策課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1	0776-20-0313
静岡県原子力安全対策室	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2088
島根県原子力安全対策室	〒690-8501 松江市殿町1	0852-22-5278
山口県商政課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-3125
愛媛県企業立地推進室	〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2	089-912-2260
佐賀県原子力安全対策課	〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59	0952-25-7081
鹿児島県原子力安全対策室	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2377



地域産業の振興に関すること

- 原子力発電に伴う環境整備に関すること
- 原子力発電に伴う温排水に関すること
- 原子力発電に伴う関係法令の整備に関すること
- その他、必要と認められること

③全国原子力発電所所在市町村協議会

事務局 敦賀市企画政策部原子力安全対策課

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1-1

TEL 0770-22-8113

原子力発電所所在市町村長ならびに議会議長で構成され、原子力発電所が設置されることに関して市町村に派生する諸問題や関連産業による地域適応開発事業について、組織的に協力して調査研究または計画立案し、住民の安全確保と地域の福祉に寄与することを目的として昭和

■全国原子力発電所所在市町村協議会
○会員（24市町村）

市町村担当課	所在地	電話
泊村企画振興課	〒045-0202 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7	0135-75-2877
大間町原子力対策課	〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間104	0175-37-2124
東通村原子力対策課	〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34	0175-27-2111
女川町企画課	〒986-2292 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136	0225-54-3131
石巻市防災対策課	〒986-8501 宮城県石巻市日和が丘1-1-1	0225-23-6613
南相馬市企画経営課	〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町2丁目27	0244-24-5217
浪江町企画調整課	〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2	0240-34-0246
双葉町企画課	〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28	0240-33-2111
大熊町企画調整課	〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634	0240-32-2111
富岡町生活環境課	〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	0240-22-9002
楡葉町企画課	〒979-0696 福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111
東海村原子力対策課	〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海3-7-1	029-287-0830
御前崎市防災課	〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585	0537-85-1119
刈羽村総務課	〒945-0397 新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1	0257-45-3912
柏崎市防災・原子力課	〒945-8511 新潟県柏崎市中央町5-50	0257-21-2323
志賀町生活安全課	〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1-1	0767-32-9321
敦賀市原子力安全対策課	〒914-8501 福井県敦賀市中央町2-1-1	0770-22-8113
美浜町企画政策課	〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6701
おおい町企画課	〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-1111
高浜町企画情報課	〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎71-7-1	0770-72-7701
松江市政策企画課	〒690-8540 島根県松江市末次町86	0852-55-5173
伊方町政策推進課	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0214
玄海町財政企画課	〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348	0955-52-2112
薩摩川内市企画政策課	〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111

○準会員（7市町村）

神恵内村総務課	〒045-0301 北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村81-4	0135-76-5011
共和町企画振興課	〒048-2292 北海道岩内郡共和町南幌似38-2	0135-73-2011
岩内町企画産業課	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字清住258	0135-62-1011
六ヶ所村企画調整課	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附475	0175-72-2111
余呉町総務課	〒529-0515 滋賀県伊香郡余呉町中之郷958	0749-86-3221
西浅井町総務企画課	〒529-0792 滋賀県伊香郡西浅井町大浦2590	0749-89-1121
高島市政策調整課	〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565	0740-25-8114



43年6月に設置された。

(主な事業)

- 安全の確保に関する具体的な方法、対策などの調査研究ならびに資料の整備
- 地帯整備のため、取りあげるべき具体的な事業およびこれに関し要求すべき事項の調査研究
- 原子力平和利用のため、関連産業の検討調査と施設誘致に関する事項
- 原子力発電所設置に伴う消防、救急、医療業務などの対応策の研究
- 国会および政府機関に対する申し入れならびに陳情
- その他、本協議会の目的達成のための必要な事項

④福井県原子力発電所所在市町協議会

県内の原子力発電所立地市町で構成され、原子力発電所が設置されることに関して、市町に派生する諸問題の対策および関連産業による地域適応開発事業等について、組織的に協力して調査研究および計画立案し、住民の安全確保と地域の福祉に寄与することを目的として平成16年11月に設置された。

(主な事業)

- 安全性の確保に関する具体的な方法、対策等に関し要求すべき事項の調査研究に関する事業
- 地域整備のため取り上げるべき具体的な事業およびこれに関し要求すべき事項の調査研究に関する事業
- 関連産業の検討調査と施設誘致に関する事業
- 原子力発電所設置に伴う消防、救急、衛生、医療業務等の対応策の研究に関する事業
- 国、県および関係機関に対する提言および要請に関する事業

- その他本協議会の目的達成のため必要な事業

⑤福井県原電所在地議会特別委員会連絡協議会 事務局 敦賀市議会事務局

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1-1

TEL 0770-22-8157

福井県内の原子力発電所所在市町議会の原子力発電所問題を主管する委員会の委員で構成され、県内における原子力発電所の建設および運転に関連して派生する諸問題の対策と安全監視体制の確立や関連産業による地域適応の開発事業などについて、組織的に協力して調査・計画を立案し、住民の安全確保と地域の福祉に寄与することを目的として昭和41年11月に設置された。

(構成)

敦賀市議会原子力発電所特別委員会
美浜町議会原子力発電所特別委員会
おおい町議会原子力発電対策特別委員会
高浜町議会原子力対策特別委員会

(主な事業)

- 安全の確保に関する具体的な方法、対策などについて要求すべき事項の検討と、これについて住民に対する説明資料の研究
- 地帯整備のため、取りあげるべき具体的な事業、およびこれに関し要求すべき事項の調査研究
- 原子力平和利用のための関連産業の検討調査と施設誘致に関する事項
- 原子力発電所設置に伴う消防、救急、衛生、医療、交通業務などの対応策の研究
- その他、本協議会の目的達成のため必要な事項

**⑥福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会**

事務局 若狭町企画環境課

〒919-1393 三方上中郡若狭町中央1-1

TEL 0770-45-9110

原子力発電所周辺の4市町長および議会議長をもって構成され、原子力発電所の安全運転と安全体制を監視し、準立地地域住民の民生安定と、地域の活性化を図ることを目的に平成3年2月に設置された。

(構成)

小浜市、若狭町、南越前町、越前町

(主な事業)

- 安全運転確立のための監視と調査・研究
- 準立地地域の活性化対策の推進
- 原子力発電所立地地域と準立地地域との格差是正および一体化した振興の確立
- その他、目的達成に必要な事項

⑦福井県環境・エネルギー懇話会

〒918-8004 福井市西木田2-8-1

TEL 0776-33-7050

環境とエネルギー問題の重要性に鑑み、それらに対し総合的な建議、意見具申、啓蒙普及、調査研究を行うため、福井県内の産業・経済団体を会員として平成10年2月に設置された。

(主な事業)

- 環境・エネルギー問題に関する提言・意見活動および調査研究
- 視察・見学会の実施
- 講演会・シンポジウム・セミナーの開催

⑧全国原子力立地市町村商工団体協議会

事務局 敦賀市商工会議所

〒914-0063 敦賀市神楽町2-1-4

TEL 0770-22-2611

全国の原子力立地市町村の商工団体関係者により、立地地域における地域振興、経済活性化、住民理解の確立を図るため、平成12年10月に設置された。

(主な事業)

- 地域活性化に向けた要望活動
- 会員研修や懇談会の開催
- 原子力発電所立地を活かした地域振興の取り組み